

## 別記様式（第2条関係）

## 会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 25 年 7 月 26 日（金）午後 2 時～午後 2 時 41 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部生涯学習スポーツ担当部長、教育部指導担当参事、議会事務局長 欠席者：会計管理者
議 題	1 平成 25 年第 3 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2 について：第 3 回市議会定例会の招集期日は 8 月 27 日（火）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題 1 平成 25 年第 3 回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (健康福祉部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的な余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。 概要については、平成 25 年 6 月 4 日、武蔵村山市民総合センター駐車場に駐車中の車両に対し、隣接する市立雷塚小学校の敷地内から小石の投石があり、当該車両に損害を与えたものである。 なお、示談交渉については、協議中である。 (結 論) 提出議案として決定する。  (2) 平成 24 年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は 27,449,923,108 円、歳出決算額は 26,537,280,438 円、歳入歳出差引残額は 912,642,670 円である。 なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、23,084,000 円であり、実質収支は、889,558,670 円である。 (結 論)

提出議案として決定する。

- (3) 平成 24 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 9,200,929,869 円、歳出決算額は 8,970,517,156 円、歳入歳出差引残額は 230,412,713 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、0 円であり、実質収支は、230,412,713 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (4) 平成 24 年度武蔵村山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(生活環境部長説明)

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,376,647,704 円、歳出決算額は 1,286,480,714 円、歳入歳出差引残額は 90,166,990 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、0 円であり、実質収支は、90,166,990 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (5) 平成 24 年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 3,698,391,055 円、歳出決算額は 3,575,721,861 円、歳入歳出差引残額は 122,669,194 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、0 円であり、実質収支は、122,669,194 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (6) 平成 24 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳

入歳出決算認定

(都市整備部長説明)

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 832,638,257 円、歳出決算額は 814,791,466 円、歳入歳出差引残額は 17,846,791 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、0 円であり、実質収支は、17,846,791 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 平成 24 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 973,781,148 円、歳出決算額は 952,248,607 円、歳入歳出差引残額は 21,532,541 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は、0 円であり、実質収支は、21,532,541 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、まず、個人の市民税について、寄附金税額控除として、平成 25 年から復興特別所得税（所得税額の 2.1%）が課税されることから、寄附金控除の適用を受けた場合には、2,000 円を超える額について全額控除できるように住民税の特例分を改正する。また、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除として、平成 26 年 4 月からの消費税率の引き上げに伴う影響を平準化する観点から、住宅ローン控除の適用者について所得税から控除しきれなかった額を個人住民税の控除限度額の範囲内で控除するものである。次に、延滞金の割合等の特例について、現在の市中金利が低下していること等を踏まえ、延滞金の利率を国税の見直しに合わせ、基準割引率から国内銀行の貸出約定平均金利の年平均（前々年の 10 月から前年 9 月における平均）に 1.0%を加算した特例基準割合

とするものである。併せてその他所要の規定を整備する。

施行期日については、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、(1)の②の改正規定については平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(財政担当部長説明)

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、納期限後 1 月以内の延滞金の利率を定めるとともに、通常の延滞金及び納期限後 1 月以内の延滞金の利率の特例割合を設ける必要があるので、武蔵村山市行政財産使用料条例（昭和 50 年武蔵村山市条例第 16 号）の規定を整備するものである。

施行期日については、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市体育施設設置条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

三ツ木庭球場を設置する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市体育施設設置条例（昭和 53 年武蔵村山市条例第 31 号）別表第 1 の庭球場の欄に「庭球場 三ツ木庭球場 武蔵村山市三ツ木一丁目 20 番地の 9」とする欄を加え、同条例別表第 2 の庭球場の欄に「庭球場 三ツ木庭球場 12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までの日 午前 9 時から午後 5 時まで（6 月から 8 月の間は、午前 9 時から午後 7 時まで）」とする欄を加え、同条例別表第 3 の庭球場の欄を「庭球場 雷塚公園庭球場 Aコート Bコート Cコート 大南公園庭球場 Aコート Bコート Cコート 1 時間につき 市内無料 市外 600 円 三ツ木庭球場 Aコート Bコート 1 時間につき 市内 500 円 市外 1,000 円」に改めるものである。

施行期日については、平成 25 年 11 月 17 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定（「80 円」を「600 円」に改める部分に限る。）及びこの条例による改正後の別表第 1 に規定する三ツ木庭球場の利用に関する手続は、同月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
(市民部長説明)

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、納期限後 1 月以内の延滞金の利率の特例割合を引き下げるとともに、通常の延滞金の利率の特例割合を設ける必要があるので、武蔵村山市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年武蔵村山市条例第 21 号）附則第 3 条の規定を整備するものである。

施行期日については、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市営住宅条例の一部を改正する条例  
(財政担当部長説明)

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、通常の延滞金及び納期限後 1 月以内の延滞金の利率の特例割合を引き下げるとともに、通常の延滞金の利率の特例割合を設ける必要があるので、武蔵村山市営住宅条例（平成 9 年武蔵村山市条例第 27 号）の規定を整備するものである。

施行期日については、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例  
(高齢・障害担当部長説明)

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、納期限後 1 月以内の延滞金の利率の特例割合を引き下げるとともに、通常の延滞金の利率の特例割合を設ける必要があるので、武蔵村山市介護保険条例（平成 12 年武蔵村山市条例第 16 号）附則第 6 条の規定を整備するものである。

施行期日については、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長)

武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和 34 年村山町条例第 20 号）付則第 15 項（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）で引用する地方税法の条文に項ずれが生じたため、規定を整備するものである。

施行期日については、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市私立幼稚園入園支度金貸付条例の一部を改正する条例

(健康福祉部長)

償還期限後 1 月以内の違約金の利率を定めるとともに、通常の違約金及び償還期限後 1 月以内の違約金の利率の特例割合を設ける必要があるため、武蔵村山市私立幼稚園入園支度金貸付条例（昭和 52 年武蔵村山市条例第 16 号）の規定を整備するものである。

施行期日については、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 平成 25 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 3 号）

(財政担当部長説明)

前年度繰越金等について補正する必要があるため、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 平成 25 年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

(生活環境部長説明)

前年度繰越金等について補正する必要があるため、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 平成 25 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

(高齢・障害担当部長説明)

前年度繰越金等について補正する必要があるため、本案を提出す

る。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

(市民部長)

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 武蔵村山市無線放送施設更新工事の請負契約について

(総務部長)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年村山町条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概要については、無線放送施設設備のデジタル化更新工事について、親局（庁舎 3 階無線室）、屋外子局 59 局（4 局の増）、遠隔制御設備（庁舎地下宿直室）及び個別受信設備（庁舎 3 階防災安全課）の更新を行うものである。

契約方法は制限付き一般競争入札、概算額は 339,400,000 円、工期限は平成 26 年 12 月 26 日である。

なお、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

21 東京たま広域資源循環組合規約の変更について

(生活環境部長)

危機管理体制の強化及び業務効率の向上を図るため、東京たま広域資源循環組合の事務所の位置の規定を改める必要があるので、地方自治法第 290 条の規定により、本案を提出する。

概要については、東京たま広域資源循環組合規約第 4 条中「東京都府中市新町二丁目 77 番地の 1 東京自治会館内」を「東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地」に改めるものである。

施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、地方自治法第 286 条第 1 項ただし書の規定により、一部事務組合の事務所の位置のみに係る規約の変更については、東京

都知事の許可を受けることを必要としない。

(結 論)

提出議案として決定する。

**【追加予定】**

(1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財務部長説明)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市固定資産評価審査委員会の委員が、平成 25 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。任期は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財務部長説明)

地方税法第 423 条第 3 項の規定により、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市固定資産評価審査委員会の委員が、平成 25 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。任期は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

**【報告事項】**

(1) 専決処分の報告について

(建設管理担当部長説明)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

概要については、平成 25 年 6 月 18 日、市内中央三丁目 2 番地の 2 先（市役所東交差点内）において、大曲り方面へ進行していた道路公園課の車両が左折する際に当該車両左後方を進行してきた原動機付自転車と接触し、原動機付自転車の運転者が転倒して頸椎捻挫等の軽傷を負う事故が発生したものである。

なお、示談交渉については、7 月 29 日に成立予定である。

(結 論)



報告事項として決定する。

(2) 専決処分の報告について

(建設管理担当部長説明)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

概要については、平成 25 年 6 月 20 日、市内大南一丁目 121 番地の 28 先道路において、通勤のため自宅を出た女性が境界杭の段差に足をとられて転倒し、足首を捻挫する事故が発生したものである。

なお、示談交渉については、協議中である。

(結 論)

報告事項として決定する。

(3) 専決処分の報告について

(生活環境部長説明)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

概要については、平成 25 年 7 月 12 日、苦情現場の確認のため市内大南三丁目 73 番地付近の丁字路を右折しようとした際、車両の架台の右側部分が正面右側に停車中の相手側車両の右側ミラー部分に接触し、相手側車両のミラーの支柱を損傷させたものである。

なお、示談交渉については、協議中である。

(結 論)

報告事項として決定する。

(4) 平成 24 年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について

(財政担当部長説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告する。

概要については、平成 24 年度武蔵村山市の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担率)及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものである。

(結 論)

	<p>報告事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 3 回市議会定例会の招集期日について</p> <p>第 3 回市議会定例会の招集期日は 8 月 27 日 (火) である。</p>
--	--

<p>会議録の開示</p> <p>・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 : )</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 : )</p>
-----------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課 (内線 : 374)</p>
--------------	-------------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)